

社会福祉法人各務原市社会福祉協議会 福祉移送事業実施要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人各務原市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の会員で、利用登録者として登録された障害者及び要介護高齢者等で日常的に車いすを使用するなど公共交通機関を利用することが困難な者等を対象に、社会参加の機会や日常的な外出支援等のために、福祉移送を提供することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は社協とし、中部運輸局岐阜運輸支局の福祉有償運送の登録許可を得て、事業を実施するものとする。

(運行車輛)

第3条 社協は、福祉有償運送の登録を得た次の福祉車輛で、事業を行うものとする。

- (1) リフト車輛 1台
- (2) スロープ付軽車輛 3台

(利用対象者)

第4条 福祉移送を利用できる者は、各務原市社会福祉協議会会員・会費規程第3条第1号で定めた世帯会員で、かつ日常的に車いす等を使用し、次に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- (2) 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- (3) 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- (4) その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害、発達障害、学習障害を有する者

(登録の手続き)

第5条 福祉移送を利用しようとする者は、あらかじめ福祉移送利用登録・更新申請書（別記様式）に前条各号の要件を満たしている証明書の写しを添えて社協へ提出し、利用登録をしなければならない。

- 2 社協は、利用登録の可否を決定し、利用を認めた者（以下、「利用登録者」という。）を旅客の名簿に記載するものとする。
- 3 利用登録者は前条各号の要件を満たしている証明書の有効期間が過ぎた場合はその旨を社協に申し出なければならない。

(利用範囲)

第6条 利用登録者が福祉移送を利用できる範囲は、各務原市内を発着場所とし、原則出発地より30キロ圏内とするとともに利用時間内に往復できる範囲内を原則とする。

- 2 前項に関わらず、利用時間については社協が特に必要と認めた場合はその限りではない。

(利用日・利用時間)

第7条 利用日は、土・日曜日、祝日、年末年始を除く平日とする。

2 利用時間は社会福祉協議会事務局の発着時間で、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、社協が特に必要と認めた場合は、利用時間を変更することができる。

(利用申請)

第8条 利用登録者は、福祉移送を利用しようとするときは、利用希望日の1か月前から1週間前までに、社協に利用申込し、予約するものとする。ただし、社協が緊急と認めた場合には、この限りではない。

2 利用申請は原則、受付専用電話を利用し、その受付時間は前条に定める利用日・利用時間と同様とする。

(利用の制限)

第9条 社協は、利用登録者から福祉移送の利用申込があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を制限することができる。

- (1) 修理・車検等で車両の利用ができないとき
- (2) 社協が福祉移送の利用により、利用登録者の身体等に変調をきたす恐れがあると認められるとき
- (3) 運転者の確保が困難なとき
- (4) 月の利用回数が8回を超えるとき
- (5) その他、社協が利用を適当でないと認めたとき

(利用料)

第10条 福祉移送の利用料は、次の通りとする。

- (1) 運賃等料金は別表で定める。
- (2) 利用に係る有料道路、有料駐車場等にかかる費用は、利用登録者が負担するものとする。

(利用料の支払)

第11条 福祉移送の利用料は、社協が利用の当日または利用した月の翌月に利用登録者へ請求し、利用登録者は請求のあった月末までに社協へ支払うものとする。

(運行管理・整備管理)

第12条 社協は、運行管理業務及び整備管理業務を確実にを行うために、運行管理責任者及び整備管理責任者を置くものとする。

2 社協は、福祉移送を安全かつ有効に実施するため、福祉移送運行管理マニュアルに沿って、福祉車輛の運行管理体制・整備体制、運転者への事故防止のための教育及び指導体制、利用登録者からの苦情処理体制等を整備するものとする。

3 社協は、運行時に運転者点呼を行うとともに、安全講習会等を受けさせなければならない。

4 社協は、運転者台帳を作成・管理し、運転者に対して利用登録者との運行調整を行うものとする。

(運転者)

第13条 運転者は、登録時において運転歴3年以上でかつ満70歳に達した日以後最初の3月31日が終了するまでの者で、次のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 第二種運転免許を受けており、その効力が停止されていない者
- (2) 第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去2年以内において停止されていない者であって、福祉有償運転者講習などの指定の研修を修了した者。

2 運転者は、運行管理責任者・整備管理者の指示のもと、運行前点検記録表及び運転日報により運行状況並びに車両点検の実施、報告を行うものとする。

(介助者)

第14条 福祉車両への乗降にともなう介助以外に介助を必要とする場合は、利用登録者が介助者を確保するものとする。

(守秘義務)

第15条 社協及び運転者は、福祉移送を提供する上で知り得た利用登録者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩してはいけない。その職を退いた後も同様とする。

(損害賠償責任)

第16条 社協は、福祉移送の実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用登録者に損害が生じたときは、賠償する責任を負う。ただし、利用登録者に故意または過失が認められる場合には、利用登録者の置かれた心身の状況を勘案して、損害賠償責任を減じることができるものとする。

(事故に関する対応)

第17条 運行管理責任者は、運転者に対して車両運行中の万一事故が発生した場合の対応事項について、運行管理マニュアルに沿って、教育指導を実施し、周知徹底を図るものとする。

2 運行管理責任者は、運転者その他の者から事故が発生した旨の連絡を受けたときは、直ちに運行管理マニュアルに沿った措置を講ずるものとする。

(苦情に関する対応)

第18条 社協は、福祉移送に関する利用登録者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口、苦情処理責任者等を設置して適切に対応するものとする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるものの他に必要な事項は、社協が別に定める。

附 則

この要綱は、中部運輸局岐阜運輸支局から道路運送法第79条第3号の登録許可を受け、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。